

# 長野市介護保険フレッシュ情報

号 外

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。  
長野市トップページ>組織でさがす>  
保健福祉部>介護保険課>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

も く じ

- （居宅介護（介護予防）支援事業所の皆様へ）  
新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて（令和5年5月8日以降の対応について）
- 入退所連絡票の省略について

(居宅介護(介護予防)支援事業所の皆様へ)  
 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて(令和5年5月8日以降の対応について)

このことについて、令和5年5月1日付け厚生労働省老健局事務連絡のとおりお示ししているところですが、これに伴い、これまでの本市の新型コロナウイルス感染症の対応について長野市フレッシュ情報でお伝えしてきました内容について見直しを行います。

以下については、令和5年5月8日以降の対応となりますので、ケアマネジメントについてご留意いただくようお願いいたします。

長野市フレッシュ情報	令和5年5月8日以降の対応	留意点
令和2年2月28日号外 「新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援(モニタリング)の臨時的な取扱いについて」 及び、 令和2年4月15日号外 「上記同題名(その2)」	<p style="text-align: center;">終了</p> <p>(臨時的取扱い) 第4報(11)、第8報(1)</p>	<p>特段の事情がない限り、月に1回以上は利用者の居宅を訪問(介護予防支援は3月に1回)したうえで、<u>利用者</u>に面談し結果を記録することが原則。</p> <p>ただし、</p> <p>① 有料老人ホーム等(集合住宅)で新型コロナウイルス感染者が発生し面会を禁止する措置がとられた場合に限り、柔軟な取扱いを継続する。</p> <p>② 自宅で本人や家族が新型コロナに感染し訪問できない場合に限り、①と同様とする。</p> <p>③ 担当ケアマネジャーが新型コロナに感染し訪問できない場合は、居宅介護支援事業所内のケアマネジャーが代行する。</p>
令和2年2月28日号外 「新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援(サービス担当者会議の開催)の臨時的な取扱いについて」	<p style="text-align: center;">終了</p> <p>(臨時的取扱い) 第3報(9)、第4報(9)(10)、第6報(4)、第8報(1)</p>	<p><u>利用者</u>及び<u>家族</u>の参加を基本とし、居宅サービス等の担当者を招集して開催することが原則。</p> <p>ただし、利用者や家族、ケアマネジャーが新型コロナに感染し開催できない場合に限り、柔軟な取扱いを継続する。</p>
令和2年4月6日号 「居宅介護支援の退院・退所加算に関するQ&Aについて」	<p style="text-align: center;">終了</p> <p>(臨時的取扱い) 第5報(4)</p>	<p>当該加算の算定は、利用者の退院・退所に当たって、当該病院等の職員と面談を行い、必要な情報を得て居宅サービス計画作成と調整を行った場合が原則。</p>
令和2年6月5日号 「新型コロナウイルス感染症の影響により、居宅介護支援事業所において、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった場合の居宅介護支援費の請求について」 及び、 令和2年6月22日号 「上記同題名(その2)」	<p style="text-align: center;">終了</p> <p>(臨時的取扱い) 第11報(5)</p>	<p>サービス利用がない月については、居宅介護支援費及び介護予防支援費の請求はできない。</p>

問い合わせ先：介護保険課 給付担当  
TEL：026-224-7871（直通）

## 入退所連絡票の省略について

これまで、住所地特例者について入退所連絡票の提出をお願いしておりましたが、業務の効率化を検討した結果、提出を省略させていただくことになりました。

今後長野市では、施設入退所者の全てについて入退所連絡票の提出が不要となります。

これまで、提出にご協力いただき誠にありがとうございました。

問い合わせ先：介護保険課給付担当  
TEL：026-224-7871（直通）



ながのご縁を  
信都・長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》 長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当  
電 話：026-224-7871（直通） / F A X：026-224-8694  
Eメール：[kaigo@city.nagano.lg.jp](mailto:kaigo@city.nagano.lg.jp)